

川崎市税公告第160号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）
 第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づく平成28年川
 崎市税公告第61号において、別途公告することとしている期日（地方税法
 （昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類
 の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期
 限）のうち、法人の市民税に係るものについて、次のとおりとします。

平成28年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 表1に掲げる地域

平成28年4月14日から平成28年11月29日までの間に到来する
 期日について、平成28年11月30日とする。

(表1)

都道府県名	地 域	
熊 本 県	八 代 市	
	八 人 吉 市	
	荒 尾 市	
	水 俣 市	
	玉 名 市	
	山 鹿 市	
	菊 池 市	
	宇 土 市	
	上 天 草 市	
	宇 城 市	
	阿 蘇 市	
	天 草 市	
	合 志 市	
	下 益 城 郡	美 里 町
	玉 名 郡	玉 東 町
玉 名 郡	南 関 町	
玉 名 郡	長 洲 町	

